



島根県報

平成21年 9 月 29 日 (火)

号外 第 174 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

県が管理する漁港区域内の工事における掘削土の売却に係る競争入札参加資格審査要綱 (漁港漁場整備課) 2

【公 告】

和江漁港区域内の工事における掘削土の売却に係る競争入札参加資格審査の実施 (漁港漁場整備課) 12

告 示**島根県告示第685号**

県が管理する漁港区域内の工事における掘削土の売却に係る競争入札参加資格審査要綱を次のように定める。

平成21年 9 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

県が管理する漁港区域内の工事における掘削土の売却に係る競争入札参加資格審査要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、県が管理する漁港区域内の工事における掘削土の売却に係る一般競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その審査その他必要な事項について定めるものとする。

(入札参加資格)

第 2 条 入札には、次に掲げる事項を要件とする入札参加資格を有することを知事が認定した者（以下「入札参加資格者」という。）でなければ参加することができない。

- (1) 砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下「法」という。）第3条に規定する島根県知事の登録を受けていること。
- (2) 法第3条の規定に違反して砂利採取業を行った者でその行為から2年を経過しないものでないこと。
- (3) 法第16条又は第21条の規定に違反して砂利の採取を行った者でその行為から2年を経過しないものでないこと。
- (4) 第4条第1項第5号に掲げる書類に記載された掘削土の利用計画が骨材利用の目的に適していると認められる者であること。
- (5) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）の滞納がないこと又は納税義務がないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないこと。
- (7) 第4条第1項の規定による申請に当たり虚偽の申請を行ったことがないこと。

(資格の審査)

第 3 条 前条に規定する入札参加資格の認定を受けようとする者は、当該認定に係る審査（以下「入札参加資格審査」という。）を受けなければならない。

2 政令第167条の4第1項に該当する者及び同条第2項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過しないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）は、入札参加資格審査を受けることができない。

3 入札参加資格審査は、工事における掘削土が発生した漁港区域ごとに随時行うものとする。

(審査の申請手続)

第 4 条 入札参加資格審査を受けようとする者は、入札参加資格審査申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 法人にあっては、登記事項証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 個人にあっては、身分に関する誓約書（様式第2号）
- (3) 法第3条の登録を受けていることを証明する書類の写し（島根県知事が発行したものに限る。）
- (4) 砂利採取法に関する誓約書（様式第3号）
- (5) 漁港工事掘削土利用計画書（様式第4号及び様式第4号の2）
- (6) 県民センター所長が発行した島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）
- (7) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないことを証する納税証明書（申請日前3月以内に発行さ

れたものに限る。)

(8) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 入札参加資格審査を受けようとする者が島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成13年島根県告示第273号）第4条第3項の規定により建設工事に資格者名簿に登録されている場合は、前項の規定にかかわらず、直近の建設工事競争入札参加資格認定通知書の写しを提出することにより、前項第1号、第2号、第6号及び第7号に掲げる書類の提出を省略することができる。

3 第1項の規定により提出する書類のうち、入札参加資格審査申請書及び漁港掘削土利用計画書は日本語で作成し、その他の書類で外国語で記載したものには日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。

4 第1項各号に掲げる書類の金額欄は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。

（入札参加資格審査の認定）

第5条 知事は、入札参加資格審査により入札参加資格を認定するものとする。

2 知事は、前項の規定により認定したときは、入札参加資格者名簿に登録するものとする。

（審査結果の通知）

第6条 知事は、入札参加資格審査の結果を入札参加資格結果通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（入札参加資格の有効期間）

第7条 第5条第1項の規定により入札参加資格の認定を受けた者（以下「入札参加資格者」という。）の有効期間は、認定を受けた日から2年間とする。

（変更届）

第8条 入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、直ちに資格審査申請書記載事項変更届（様式第6号）により知事に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名

(3) 本店の所在地

(4) 島根県との取引に係る営業所等の名称及び所在地並びに代表者の氏名

（認定の取消し）

第9条 知事は、入札参加資格者が第2条各号のいずれかに該当しなくなったとき又は第3条第2項に規定する者に該当することとなったときは、入札参加資格の認定を取り消すものとする。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、入札参加資格取消通知書（様式第7号）により、その者に通知するものとする。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成21年9月29日から施行する。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

平成 年 月 日

島根県知事 様

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

㊞

入札参加資格審査申請書

島根県が売却する下記漁港区域内の工事における掘削土の入札に参加する資格の審査を受けたいので、下記の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び関係書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 漁港の名称

2 添付書類

- | | |
|---|---|
| (1) 登記事項証明書（法人の場合に限る。） | 部 |
| (2) 身分に関する誓約書（個人の場合に限る。） | 部 |
| (3) 砂利採取法第3条の登録を受けていることを証明する書類の写し（島根県知事が発行したものに限る。） | 部 |
| (4) 砂利採取法に関する誓約書 | 部 |
| (5) 漁港掘削土利用計画書 | 部 |
| (6) 県民センター所長が発行した島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書 | 部 |
| (7) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないことの納税証明書 | 部 |
| (8) 島根県建設工事等入札参加資格登録証の写し（登録済みの場合） | 部 |

様式第 2 号（第 4 条関係）

身分に関する誓約書

私は、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

住 所
氏 名

⑩

島根県知事 様

様式第3号（第4条関係）

砂利採取法に関する誓約書

私は、砂利採取法第3条の規定に違反して砂利採取業を行った者でその行為から2年を経過しないものでないこと及び同法第16条又は第21条の規定に違反して砂利の採取を行った者でその行為から2年を経過しないものでないことを誓約します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

⑩

島根県知事

様

様式第 4 号 (第 4 条関係)

漁港工事掘削土利用計画書

氏名又は名称 (ふりがな)	
住所又は所在地	
代表者の氏名 (法人の場合)	
担当者の氏名及び連絡先	
対象土砂の用途	
搬出先の所在地	
洗浄の有無	有 ・ 無
洗浄場の所在地	
掘削積込の方法 災害防止の措置	
砂利採取業の許可年月日及び許可番号	
業務責任者の氏名	
分別・精製等による残土発生の有無	有 ・ 無

注 工程表を添付すること。

様式第 4 号の 2 (第 4 条関係)

漁港工事掘削土利用計画書
(発生残土の利用方法)

残 土 受 入 地	受入場所	
	現況地目	
	土地所有者	
	土地責任者	
	利用用途	
	跡地利用計画	

注 この様式は、掘削土の洗浄を行わず、かつ、残土が発生する場合に提出すること。

添付書類

- 1 残土受入地の関係図面 (位置図・平面図・計画図・附属施設の構造図)
- 2 運搬ルート図
- 3 残土受入地の状況写真
- 4 土地所有者の承諾書
- 5 関係法令の許可証の写し (許可手続が必要な場合)
- 6 盛土の安定計算に関する書類
- 7 土砂の流出防止及び排水対策に関する書類
- 8 採石法及び砂利採取法における採取廃止届の写し (残土受入地が採取場跡地である場合)
- 9 発生土の受入れが認可採取計画に合致していることを証明する書類の写し (残土受入地が認可期間中の採取場跡地である場合)

様式第5号 (第6条関係)

第 号
年 月 日

様

島根県知事

印

入札参加資格審査結果通知書

資格がある

先に提出された入札参加資格審査申請書を審査した結果、
ものと認定したので、通知します。

資格がない

記

- 1 登 録 番 号 第 号
- 2 登 録 有 効 期 間 年 月 日から
年 月 日まで
- 3 認 定 し な い 理 由

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

④

資格審査申請書記載事項変更届

年 月 日付けをもって提出した入札参加資格審査申請書及び添付事項の記載事項について、下記のとおり変更したので届け出ます。

なお、その変更届の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 登録番号 第 号

2 変更年月日 年 月 日

3 変更事項

変更前

変更後

備考 変更事項の内容に対する証明書類を添付すること。

様式第7号 (第9条関係)

第 号
年 月 日

様

島根県知事 印

入札参加資格取消通知書

年 月 日付で通知した入札参加資格については、下記の理由により取り消しましたので、通知します。

記

1 登録番号 第 号

2 理 由

公 告

県が管理する漁港区域内の工事における掘削土の売却に係る競争入札参加資格審査要綱（平成21年島根県告示第685号。以下「要綱」という。）の規定により、和江漁港区域内の工事における掘削土の売却に係る一般競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者の資格審査を次のとおり行うので公告する。

平成21年 9 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 資格審査の対象

和江漁港区域内の工事における掘削土の売却

2 資格審査の申請手続**(1) 提出書類**

ア 入札参加資格審査申請書

イ 法人にあつては、登記事項証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）

ウ 個人にあつては、身分に関する誓約書

エ 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第3条の登録を受けていることを証明する書類の写し（島根県知事が発行したものに限り。）

オ 砂利採取法に関する誓約書

カ 漁港工事掘削土利用計画書

キ 県民センター所長が発行した島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）

ク 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないことの納税証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）

ケ 資格審査結果通知書郵送用の返信用封筒（80円切手をはり付けること。）

コ 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

なお、島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成13年島根県告示第273号）第4条第3項の規定により建設工事に資格者名簿に登録されている者が、平成21年度及び22年度に係る建設工事競争入札参加資格認定通知書の写しを提出する場合には、イ、ウ、キ及びクに掲げる書類の提出を省略することができる。

(2) 書類の作成に用いる言語等

入札参加資格審査申請書及び漁港掘削土利用計画書は、日本語で作成し、その他の書類で外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。

(3) 書類の受付期間

ア 平成21年 9 月 29 日（火）から平成21年10月20日（火）まで（郵送の場合は、10月20日（火）までの消印があるものを有効とする。）

イ 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）。

(4) 書類の提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎5階 島根県農林水産部漁港漁場整備課管理グループ

3 競争入札の資格審査

資格審査においては、要綱第2条各号に掲げる事項について審査するものとする。

4 提出書類の用紙の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間 平成21年 9 月 29 日（火）から平成21年10月20日（火）までの午前8時30分から午後5時15分までとする

(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(2) 交付場所

ア 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎5階 島根県農林水産部漁港漁場整備課管理グループ

イ 島根県浜田市片庭町254番地 浜田合同庁舎5階 島根県浜田水産事務所総務グループ

なお、提出書類の用紙については、島根県のホームページに掲載されている様式を使用することができる。

5 登録の有効期間

入札参加資格の認定を受けた日から2年間

6 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、入札参加資格審査結果通知書により通知する。

7 競争入札に参加できない者

(1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過しないもの(その者を代理人、使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)

(3) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けていない者

(4) 消費税及び地方消費税並びに島根県税を滞納している者

(5) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者

(6) 砂利採取法第3条の規定による島根県知事の登録を受けていない者

(7) 砂利採取法第3条の規定に違反して砂利採取業を行った者でその行為から2年を経過しないもの

(8) 砂利採取法第16条又は第21条の規定に違反して砂利の採取を行なった者でその行為から2年を経過しないもの

8 資格審査についての問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎5階

島根県農林水産部漁港漁場整備課管理グループ

電 話 0852-22-5318

F A X 0852-22-6048